

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

道路の供用開始 (道路維持課) 五四五
 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 五四五

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 五四七
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 五四七
 公共測量の実施 (用地課) 五五〇
 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所 (街路公園課) 五五〇
 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 五五〇
 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 五五一
 落札者等に関する公示 (会計課) 五五一

告 示

岐阜県告示第五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の 年月日 ほか)
県道	門和佐 瀬戸線	下呂市火打字ランジ一 番一地从先から 同市同字同 番二地先まで	七〇	平成 二六・八 三	平成 二五・八 二九 平成 二五・六 二六

岐阜県告示第五百十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

第 二 千 五 百 七 十 四 号

平 成 二 十 六 年 八 月 二 十 二 日

(金 曜 日)

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	指定年月日
腎臓内科	伊藤 尚子	郡上市民病院	郡上市八幡町島谷二六一	平成26.7.26
循環器内科	井戸 貴久	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	同
小児科	増江 道哉	同	同	同
心臓血管外科	金田 英巳	同	同	同
外科	池庄司浩臣	同	同	同
形成外科	風戸 孝夫	岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一六一	同
眼科	大岩 和博	同	同	同
腎臓内科	三村 哲史	同	同	同
整形外科	新井 哲也	同	同	同
呼吸器内科	今井 直幸	同	同	同
外科	松井 雅史	西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八六	同
内科	寺倉 大志	同	同	同
外科	太田 俊介	可児とこのう病	可児市土田一二二一五	同
脳神経外科	安藤 弘道	各務原リハビリテーション病院	各務原市鷺沼山崎町六八二	同
神経内科	和座 雅浩	同	同	同
整形外科	野澤 聡	美濃市立美濃病院	美濃市中央四三	同
内科	廣田 俊夫	関市国民健康保険津保川診療所	関市富之保一九五六	同

循環器内科	加藤 大貴	多治見市民病院	多治見市前畑町三四三	同
外科	大本 孝一	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三二四	同
内科	小原 功輝	高山赤十字病院	高山市天満町三一	同
循環器内科	今井 一	同	同	同
整形外科	佐竹 崇志	同	同	同
脳神経外科	野中 裕康	同	同	同
泌尿器科	菅原 崇	同	同	同
外科	山崎 順久	同	同	同
内科	徳永 周二	関ヶ原クリニックス	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三一〇七一	同
同	浅野 昇悟	公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六一	同
循環器内科	山本 崇之	同	同	同
内科	重松ちさと	同	同	同
循環器科	船曳 純哉	同	同	同
呼吸器科	西永 侑子	同	同	同
眼科	栗本 英里	同	同	同
脳神経外科	恒内 孝史	医療法人社団厚洋会垣内病院	飛騨市古川町貴船町一三三	同
整形外科	藤岡 克博	大垣徳洲会病院	大垣市林町六八五	同
眼科	大竹 慎也	岐南眼科	羽島郡岐南町下印食一四九二	同
外科	榊原 巧	医療法人社団関南会佐久間医院	海津市平田町蛇池九五	同
内科	真鍋 孔透	真鍋内科	関市寿町一一三三	同
整形外科	夏目 英雄	夏目整形外科	多治見市錦町三四	同

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すまいるはつす
- 三 代表者の氏名 河田 道敏
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市東改田三六九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して地域生活支援に関する事業を行い、障害者のための学習、労働、生活の場を地域の中に確立し、地域福祉の増進を図るとともに、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃情報ネットワーク
- 三 代表者の氏名 武長 脩行
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市新町一丁目三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民が行う自由な社会貢献活動に対し、福祉・健康・教育・環境・街づくりのために、地域産業等の高度情報通信技術の向上を図り、そのための職業能力の開発と雇用機会の拡充に努め、豊かな東濃地域を中心とした情報文化社会の実現と、その健全な発展を促進するとともに、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年八月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人田舎暮らし応援ネットワーク
- 三 代表者の氏名 木全 義則
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市千旦林一九四番地の六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、田舎住まいを希望する人に対し、岐阜県内での移住・居住を応援し、岐阜県内の中山間地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年八月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ岐阜県庁前店

岐阜市今嶺二丁目五番一号

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ岐阜県庁前店

(変更後) クスリのアオキ岐阜県庁前店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 青木保外志

(変更後) 代表取締役 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年八月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ西郷店

岐阜市中二丁目一七二 一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ西郷店

(変更後) クスリのアオキ西郷店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 青木保外志

(変更後) 代表取締役 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年八月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ中野店

大垣市中野町三丁目三六番

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ中野店

(変更後) クスリのアオキ中野店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 青木保外志

(変更後) 代表取締役 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年八月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ岐阜羽島駅前店

羽島市舟橋町八丁目一番

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ岐阜羽島駅前店

(変更後) クスリのアオキ岐阜羽島駅前店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 青木保外志

(変更後) 代表取締役 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年八月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年八月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ東島店

各務原市蘇原東島町三丁目五五番
変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) クスリのアオキ東島店

(変更後) クスリのアオキ東島店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 青木保外志

(変更後) 代表取締役 青木宏憲

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量(水準測量)

三 作業期間

平成二十六年十月一日から

同 二十七年三月二十日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、岐阜県東地区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があつ

たので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 理事長の氏名 丹羽 孝明

二 理事長の住所 岐阜市福光西二丁目二番二号

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(病院・診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定
むかい矯正歯科	羽島市竹鼻町丸の内九六三	矯正歯科	歯科矯正	育成・更生	平成二六・八一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日定
ユタカ薬局羽島丸の内前薬局	羽島市竹鼻町丸の内七六〇	育成・更生	平成二六・八一
マルワ薬局	羽島郡笠松町田代二〇一一	同	同
サンエイ薬局	多治見市栄町二二九	同	同

れんげ薬局	瑞穂市重里字高瀬二〇〇一	同	同
安藤薬局	多治見市白山町五九	同	同
たから調剤薬局	多治見市宝町一〇一七一	同	同
伊佐地薬局	多治見市精華町二九二	同	同
アイセイ薬局大垣南店	大垣市築捨町五六九一	同	同
すみれ調剤薬局	可児市下恵土五五〇〇一	同	同
ニコニコ調剤薬局関店	関市西本郷字笹島二二八一	同	同
こころ調剤薬局郡上八幡店	郡上市八幡町稲成三〇一一三	同	同
平成調剤薬局はーと笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二一	同	同
クオールみどり薬局	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五五六〇	同	同

(訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 月 日
ケアーズ訪問看護リハビリステーションみのかも	美濃加茂市太田町二四八一四階 則竹ビルディング一三四階	育成・更生	平成二六・八・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(病院・診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 変 更 月 日
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森三二二一	腎臓内科	腎臓	育成・更生	平成二六・五・一
同	同	整形外科	整形外科	同	同

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 免許情報システム機器等のリース 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成26年6月20日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 NECキャピタルソリューション株式会社中部支店
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店
女店長 星野 和隆
- 6 契約金額 34,613,568円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十六年八月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社